

港まちづくり協議会ニュース

第19号（発行日 平成19年12月28日）

- ◆ **お知らせ** 港まちづくり協議会の安心・安全のための地域パトロール事業について、その状況をお知らせします。

「安心・安全のための地域パトロール」が一時期休止いたします。

- 協議会が、「特定非営利活動法人西築地オレンジネット」に委託して、西築地学区全体(ポートピア名古屋がパトロールを行っている地域を除く)を午前10時から午後10時までパトロールを行っていましたが、一時期休止することになりました。
- どうやったら再開できるか?どうやっていくのが地域に方々に喜んでいただけるか?など協議会で検討していきます。
- 地域の皆様方にはご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

《休止になった経緯》

①11月15日の協議会で、特定非営利活動法人西築地オレンジネット（以下、「オレンジネット」）が契約書において禁止されている再委託を行っているのではという話がありました。その後、11月27日の協議会で、協議会の外部監査人（公認会計士）に依頼し、パトロールの状況を調査することにしました。

②12月14日にオレンジネットから「回答及び提案書」が協議会に提出されました。その内容は次の通りです。

▽パトロールは特定非営利活動法人西築地セーフティーネット（以下、「セーフティーネット」）が実施しています。契約書において再委託は禁止されていますが、オレンジネットは、港まちづくり協議会の明示又は暗黙の承諾があったと認識しています。

▽午後6時から午後10時までの夜間パトロールは、6月9日までは行われていましたが、7月以降は実施できていません。オレンジネットは、当初から契約に基づく仕様書の履行は困難であり、契約に重大な瑕疵があるので、港まちづくり協議会と協議をお願いします。

③12月14日の協議会で、外部監査人（公認会計士）の調査結果が報告されました。その内容は次の通りです。

▽港まちづくり協議会とオレンジネットとの契約において、パトロールをしなかった部分は、オレンジネットから港まちづくり協議会へ返金することになっています。

▽オレンジネットから港まちづくり協議会への精算書は、11月分まで仕様書どおりに午前10時から午後10時まで1日も1人も欠かさずパトロール業務を行ってきたとして、オレンジネットから港まちづくり協議会への返金は全くありませんでした。

▽オレンジネットに書類の提出を求め、また、ヒアリングを行った結果、パトロール業務はすべてセーフティーネットに再委託して行われていました。

▽夜間パトロールは、少なくとも6月以降行われていませんでした。

▽台風、お盆、港まつりなどパトロールを行っていない日がありました。

▽以上のように、明らかに契約と異なる運営と実際と異なる精算が行われていました。

④12月14日の協議会で、パトロールの契約については次のようにすることにしました。

▽オレンジネットとのパトロール業務委託契約は解除します。

▽港まちづくり協議会は、オレンジネットに対して、パトロールを行っていない部分についての返金を求めます。

▽返金を求める手続きを、弁護士に委任します。

□ 港まちづくり協議会では、ポートピア名古屋設置に伴い名古屋市に交付される「環境整備協力費」を用いたまちづくり事業を、住民と行政との協働により検討・実施しています。協議会の委員は、西築地学区連絡協議会より推薦の6名と港区役所の区民生活部より3名の合計9名で構成されています。また、専門委員は2名です。

□ 港まちづくり協議会の会議は傍聴できます。傍聴のルール、会議の開催日や会場など詳しくは下記の協議会事務局までお問い合わせください。

<港まちづくり協議会に関するお問い合わせ先>

港まちづくり協議会事務局

〒455-0037 港区名港一丁目14番23号 コーラルまるさんビル2F

電話：052-654-8911 FAX：052-654-8912 Eメール：minato-machi@view.ocn.ne.jp

★上記の事務局に会議資料を設置し、どなたでも閲覧できるようにしています。

★港まちづくり協議会の情報はインターネットでも見ることができます。

ホームページアドレス <http://www.minato55.jp/>

